

対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の期間延長（規則第10条第1項）

- (1) ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く。）の雌及びキジ（亜種コウライキジを除く。）の雌について捕獲等の禁止

ヤマドリの雌及びキジの雌については、生息状況等の改善が認められないことから、捕獲等を禁止する期間を延長する。

ヤマドリの生息分布の動向

全国繁殖区画変化（第2回 [1974年 - 1978年]		第6回 [1997年 - 2002年])
A ~ C の合計区画数の変化		変化率 (%)
239	192	80

キジの生息分布の動向

全国繁殖区画変化（第2回 [1974年 - 1978年]		第6回 [1997年 - 2002年])
A ~ C の合計区画数の変化		変化率 (%)
501	495	99

自然環境保全基礎調査（鳥類繁殖分布調査）における繁殖ランクの定義

- ・ A 繁殖確認
- ・ B 繁殖の確認はできなかったが、繁殖の可能性がある
- ・ C 生息を確認したが、繁殖については、何ともいえない

- (2) ヒヨドリについて捕獲等の禁止

地理的亜種がみられる島嶼部（東京都小笠原村、鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県）の個体群は、引き続き保護の必要性が認められることから、捕獲等を禁止する期間を延長する。

- (3) ツキノワグマについて捕獲等の禁止

次の地域のツキノワグマの地域個体群については、地域的に孤立している個体群であり引き続き慎重な取扱いが必要とされることから、捕獲等を禁止する期間を延長する。

- ・ 紀伊半島のツキノワグマ：三重県、奈良県、和歌山県
- ・ 西中国地域のツキノワグマ：島根県、広島県、山口県
- ・ 四国山地のツキノワグマ：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- ・ 九州地方のツキノワグマ：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

- (4) シマリスについて捕獲等の禁止

シマリスの亜種エゾシマリスについては、引き続き保護する必要性が認められるため、分布する北海道において捕獲等を禁止する期間を延長する。